

海上保安大学校調査委員会不服申立て要領

制定 平成28年 3月22日

海上保安大学校調査委員会不服申立て要領

(目的)

第1条 この要領は、海上保安大学校における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則（平成28年達第8号）第18条第1項に定める不服申立て（以下「不服申立て」という。）の手續きに関する事項を定める。

(不服申立て)

第2条 不服申立ては、文書（別紙様式1）により行うものとする。総務課は、不服申立書の記載事項に不備はないか、不服申立てができない事項ではないか、不服申立ての請求期間を徒過していないかなど適切な不服申立てをするための要件を具備しているかどうか審理を行うものとする。

なお、不服申立書の記載事項は、次のとおりである。

- (1) 不服申立者の住所及び氏名
- (2) 不服申立てに係る特定不正行為の認定内容
- (3) 不服申立てに係る特定不正行為の認定内容を知った年月日
- (4) 不服申立ての趣旨及び理由
- (5) 不服申立ての年月日

2 総務課は前項の不服申立ての内容について、次により不服申立者に補正通知を出すことができる。

- (1) 不服申立書の要件を審理した結果、形式的に不備な点があるとして直ちにこれを却下することなく、それが訂正することができるものであるとき

は、相当の期間を定めてその補正を命じなければならない。この場合における相当な期間とは、14日程度とする。

(2) 補正できないものは、原則次に掲げるものとする。

ア 不服申立ての提起先を誤っているもの

イ 不服申立てをすることができない事項についてしたもの

ウ 不服申立てをすることができる期間を明らかに経過しているもの

エ 不服申立てをすることができない者がしたもの

(3) 補正通知をするときは、不服申立補正通知書（別紙様式2）を不服申立者に送付するものとする。

3 総務課は前項審理の結果、次により不服申立ての却下等を行うことができる。

(1) 不服申立者が補正に応じないとき又は不服申立てが不備であって補正することができないものであるときは、当該不服申立てを却下するものとする。

(2) 不服申立てを却下したときは、速やかに不服申立決定通知書（別紙様式3）を不服申立者に送付するものとする。

（議決）

第3条 不服申立ての審査は、委員会の委員全員の出席により行うものとする。

2 審査は、委員の3分の2以上をもって決する。

（審査等）

第4条 委員会は、不服申立ての内容を審査し再調査を実施するか否かを決定するものとする。なお、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、委員の交代若しくは追加を行うことにより再調査を実施する。

(決定通知)

第 5 条 第 2 条に定める不服申立て却下のほか、当該申立てに対する決定の通知についても不正申立決定通知書（別紙様式 3）を不服申立者に送付するものとする。

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年 3 月22日から施行する。